別表国税庁の部内部部局の項中「広報広聴官」及び「主任税務相談官」を削り、「課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」を「主任税務相談官」に、「税理士監理室長」を「税理士監理室長　広報広聴室長　情報技術室長　法人番号管理室長　消費税軽減税率制度対応室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改め、「情報技術室長　法人番号管理室長」を削り、同部国税局の項中「営繕監理官」を「営繕監理官　総括税務相談官」に改め、同部沖縄国税事務所の項中「税務相談室長　統括国税徴収官」を「統括国税徴収官　総括税務相談官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「情報政策・政策評価審議官」を「総合政策・政策評価審議官　サイバーセキュリティ・情報化審議官」に改め、「統計企画調整室長　審査解析室長　保健統計室長　社会統計室長　世帯統計室長　賃金福祉統計室長」及び「労働紛争処理業務室長」を削り、「主任中央労働基準監察監督官」を「主任中央労働基準監察監督官　労働紛争処理業務室長」に、「首席年金数理官　調査室長」を「首席年金数理官　システム室長」に、「システム室長」を「調査室長」に、「社会保障財政企画官」を「社会保障財政企画官　統計企画調整官　審査解析官　保健統計官　社会統計官　世帯統計官　賃金福祉統計官　情報システム管理官」に、「地方厚生局管理室長　情報システム管理室長」を「地方厚生局管理室長」に改め、「、保健統計室長、社会統計室長、世帯統計室長、賃金福祉統計室長」及び「、情報システム管理室長」を削り、「又は政策統括官付参事官室長」を「、政策統括官付参事官室長、統計・情報総務室長、人口動態・保健社会統計室長、保健統計室長、社会統計室長、世帯統計室長、雇用・賃金福祉統計室長、賃金福祉統計室長又は情報システム管理室長」に、「政策統括官付労政担当参事官室」を「統計・情報総務室」に、「職員管理専門官　管理専門官」を「職員管理専門官」に、「人事調整専門官」を「人事調整専門官　管理専門官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「食品安全技術室長」を「食品安全技術室長　国際基準室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「アフリカ地域企画官」及び「安全保障貿易検査官室長」を削る。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「再生可能エネルギー推進室長」を削り、「原子力発電立地企画官」を「原子力発電立地企画官　放射性廃棄物対策企画官」に改める。

別表備考第一項中「平成二十八年五月三十一日」を「平成二十八年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百六十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十八年九月二十三日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の返還命令

政党の名称　維新の党

政党交付金の返還命令額　200,162,384円

（理由）政党助成法第33条第２項第１号又は第４号に該当するため。

○総務省告示第三百六十五号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十八年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十八年九月二十三日

総務大臣　山本　早苗

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九四五〇
			北斗市	○・〇五五〇
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・六〇八七
			勇払郡厚真町	○・三九一三
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・八八九二
			石狩市	○・六二一四
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・三七八六
			塩竈市	○・〇五八〇
			多賀城市	○・〇二七八
			宮城郡七ヶ浜町	○・〇二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・〇四八四
			相馬郡新地町	○・九五一六
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五七〇四
			那珂郡東海村	○・四二九六
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一四五四
			君津市	○・六一〇六
			富津市	○・二四四〇
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三六五一
			市川市	○・〇〇七一
			船橋市	○・〇四五七
			習志野市	○・〇〇二九
			市原市	○・三五三七
			袖ケ浦市	○・二二五五
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五一八九
			北蒲原郡聖籠町	○・四八一一
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・一八七〇
			射水市	○・八一三〇
愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・八二三八
			田原市	○・一七六二
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・二六五三
			碧南市	○・四六二三
			高浜市	○・〇六六四
			知多郡武豊町	○・二〇六〇